

## FIT 太陽光発電および風力発電事業者さまの出力制御に関する お手続き方法変更のお願いについて

同封しております「FIT 太陽光発電および風力発電事業者さまの出力制御に関するお手続きのお願い」の資料に関しまして、下記の通りお手続き方法変更のお願いをさせていただきます。

### 記

#### 【変更箇所】

- FIT 太陽光発電および風力発電事業者さまの出力制御に関するお手続きのお願いについて（ダイレクトメール）

#### 1. 1 枚目裏 1.2 出力制御ルール確認後のお手続き

##### 〈変更前〉

対象となる発電設備の出力制御ルールが、新ルール（制御対象）の場合は後記「3.1 新ルール（制御対象）に該当する発電設備のお手続き」、旧ルール（制御対象）の場合は後記「3.2 旧ルール（制御対象）に該当する発電設備のお手続き」に基づき、ご対応をお願いいたします。

##### 〈変更後〉

対象となる発電設備の出力制御ルールが、新ルール（制御対象）の場合は後記「3.1 新ルール（制御対象）に該当する発電設備のお手続き」に基づき、ご対応をお願いいたします。

66kV 以上の旧ルール（制御対象）の場合は、別途ご連絡をさせていただきます「下げ調整力不足時の措置に関する覚書」にてお手続きをお願いするため、連絡先のご提出は不要です。

66KV 未満の旧ルール（制御対象）の場合は、ダイレクトメール本文の記載の通りお手続きをお願いいたします。

#### 2. 2 枚目裏 3.2 旧ルール（制御対象）に該当する発電設備のお手続き

##### 〈変更前〉

出力制御ルール確認の結果、旧ルール（制御対象）に該当する発電設備は、オフライン制御対象のため、～（中略）～東電 P G にメールでご提出ください。

##### 〈変更後〉

出力制御ルール確認の結果、66kV 以上の旧ルール（制御対象）に該当する発電設備は、別途ご連絡をさせていただきます「下げ調整力不足時の措置に関する覚書」にてお手続きをお願いするため、連絡先のご提出は不要です。

66KV 未満の旧ルール（制御対象）に該当する発電設備は、ダイレクトメール本文の記載の通りお手続きをお願いいたします。

■ F I T太陽光発電および風力発電事業者さまの出力制御に関するお手続きのご案内【説明資料】（パンフレット）

1. 9ページ 4 旧ルール（制御対象）に該当する発電設備のお手続き

〈変更前〉

旧ルール（制御対象）の発電設備はオフライン制御対象のため、出力制御時に弊社からご連絡する電話番号およびメールアドレス等を、「出力制御に関する連絡先一覧（旧ルール）」に記載のうえ、弊社へメールにてご連絡ください。

〈変更後〉

66kV以上の旧ルール（制御対象）の発電設備は、別途ご連絡をさせていただきます「下げ調整力不足時の措置に関する覚書」にてお手続きをお願いするため、連絡先のご提出は不要です。

66KV未満の旧ルール（制御対象）に該当する発電設備は、パンフレット本文の記載の通りお手続きをお願いいたします。

以上